

令和4年1月12日

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田3-3-5

2 指名停止期間

令和4年1月12日 から 令和4年4月11日まで（3箇月）

3 指名停止事由

上記有資格者は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことから、令和3年11月17日に近畿地方整備局長から22日間の営業停止命令を受けた。

また、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことから、同日に近畿地方整備局長から指示処分を受けた。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2第15号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 15 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	1箇月以上 9箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 大野
内 線 5023
外 線 076-225-1712